

対象：実務修習期間延長対象者で第5回1年コース・第4回2年コース・第3回3年コースの方（実地演習）

※上記以外の実務修習期間延長対象者は、Ⅱ・Ⅳをご参照下さい。

## I. 実務修習の期間延長での再履修の仕方（実地演習）

### 1. 実務修習期間の延長（概要）

実務修習期間の延長は、各コース別の当初申請の実務修習期間（1年・2年・3年）内に、各課程の全単元を修得できなかった場合に必要となります。

当初申請の実務修習期間内に全課程の単元を修得できなかった場合には、実務修習を終了するか、実務修習期間を延長し実務修習を継続するか、を選択することになります。

実務修習期間の延長を希望する場合は、指定の方法により、実務修習期間の延長申請と再履修申請を併せて行います。なお、これらの申請を行わない場合は、実務修習を終了したものとの取り扱いになりますので、該当することとなった場合は申請忘れのないように十分注意して下さい。

なお、費用は、実務修習期間を延長することにより発生するものではなく、修習生が再履修する内訳に応じて相当分の料金が発生することになります。

### 2. 実地演習の再履修の仕方

一般実地演習は1案件1単元です。

再履修の仕方により、再々履修が行える対象案件が異なってきますので、まずはじめに、再履修するための指定事項及び再々履修の仕方についてよく確認のうえ、いつどの細分化類型等の再履修を行うか計画を立て、再履修に臨むようにして下さい。

また、再履修に当たっては、1件につき審査料3,600円、有料の場合は1件につき指導料41,000円(上限)の費用が別途発生します。

#### (1) 演習対象の確認

演習対象は、一般実地演習23件の内、それぞれの修習生が未修得としている細分化類型等別の案件となります。既に認定を受けた細分化類型等の案件について、改めて演習を行う必要はありません。演習に入る前に、各自、協会からの通知（審査結果）を基に、未修得となっている案件を確認して下さい。

※ 第5回までの実務修習生は、移行地を含む、23件の細分化類型等が一般実地演習の対象になります（未履修の方のみ）。

#### (2) 一般実地演習の実施期間の区分（延長期間別）

一般実地演習の協会への報告期日は、表1の一覧のとおりです。原則1年を3回に分けてご報告いただきます。なお、提出期限は、それぞれ月末日の消印有効（郵送の場合のみ。宅配便等の場合は必着。）です。また、提出期限を過ぎた提出物は、非認定の取り扱いとなりますので、提出期限は厳守して下さい。

○表 1-1

対象:第5回実務修習1年コース

履修期間 (提出期限)	平成23年12月1日から 延長期間開始	
	1年延長	2年延長
平成23年 12月から 平成24年 3月末まで	報告回数の表示	
	4回	4回
平成24年 4月～ 7月末	5回	5回
平成24年 8月～ 10月末	6回	6回
平成24年 11月～ 翌年3月末		7回
平成25年 4月～ 7月末		8回
平成25年 8月～ 10月末		9回

○表 1-2

対象:第4回実務修習2年コース

履修期間 (提出期限)	平成23年12月1日から 延長期間開始	
	1年延長	2年延長
平成23年 12月から 平成24年 3月末まで	報告回数の表示	
	7回	7回
平成24年 4月～ 7月末	8回	8回
平成24年 8月～ 10月末	9回	9回
平成24年 11月～ 翌年3月末		10回
平成25年 4月～ 7月末		11回
平成25年 8月～ 10月末		12回

○表 1-3

対象:第3回実務修習3年コース

履修期間 (提出期限)	平成23年12月1日から 延長期間開始	
	1年延長	2年延長
平成23年 12月から 平成24年 3月末まで	報告回数の表示	
	10回	10回
平成24年 4月～ 7月末	11回	11回
平成24年 8月～ 10月末	12回	12回
平成24年 11月～ 翌年3月末		13回
平成25年 4月～ 7月末		14回
平成25年 8月～ 10月末		15回

### (3) 一般実地演習の受講の仕方（条件）

以下の指定事項を確認のうえ、各自延長期間の再履修計画を立て、再履修申請を行います。修習生毎に行わなければならない案件の内容及び件数は異なりますが、次の指示に従って、一般実地演習を行い、協会宛に報告を行うことが必要になります。

- ① 指定類型実地演習の実施時期は、延長期間別、細分化類型等別に決まっています。
- ② 指定類型実地演習以外の一般実地演習を行うときは、原則として、未修得の細分化類型等別の案件の中から、各自都合の良い案件を順次選び演習を行うことが出来ます。  
ただし、次の条件を満たすことが必要となります。
  - ア. 各修習生別に未修得の件数を延長期間別の報告回数で除して、各報告回に均等に割り振った件数の報告を行うこと。なお、未修得件数を報告回で除した時に、端数の件数が出た場合は、早い報告回から順次、報告件数を1件ずつ追加して報告を行うこと。表3、表5参照のこと。
  - イ. アのとおり報告を行うに際して、①を優先して件数を割り振ること。（指定類型実地演習の実施時期の指定が優先します。）表4、表6参照のこと。
  - ウ. 指定類型実地演習以外の一般実地演習の細分化類型等別の演習案件については、各自演習を行う順番を決めることが出来ます。なお、再履修するときには、各回の指定する演習期間内に報告する演習を行わなければなりません。表3～6参照のこと。  
(2) 表1の報告回別の演習期間内に、それぞれ報告する案件の鑑定評価を行うことが必要となりますのでご注意ください（(5)②参照のこと）。
- ③ 実務修習の延長期間が始まるのは、当初の申請の実務修習期間終了後の12月1日からになります。演習を行うに当たり、実務修習審査基準の「一般実地演習における留意事項」の「A. 実地演習審査に係る形式審査の即決非認定事項について3. 期間外」に抵触しないようにご注意ください。

### (4) 指定類型実地演習

指定類型実地演習に該当する細分化類型等の案件を未修得としている場合は、次の指示に従って演習を行うことが必要になります。

指定類型実地演習については、残された案件数に関わらず、協会指定の期間に演習を行わなければなりません。具体的には、実務修習期間の延長期間別、細分化類型等別に、いつ行わなければならないかが決まっています。

指定類型実地演習の延長期間別、細分化類型等別の演習日程は、表2のとおりです。この日程に沿って指定類型実地演習を行って下さい。

なお、1年延長者と2年延長者とは、実施時期が異なりますのでご注意ください。

○ 表2-1 実務修習を1年延長した方の場合

番号	細分化類型等	演習の実施時期：表1の報告回数で表示		
		1年コース	2年コース	3年コース
5	大規模画地	4回	7回	10回

15	高度利用賃貸	5回	8回	11回
23	継続家賃	6回	9回	12回

○ 表2-2 実務修習を2年延長した方の場合

番 号	細分化類型等	演習の実施時期：表1の報告回数で表示		
		1年コース	2年コース	3年コース
5	大規模画地	7回	10回	13回
15	高度利用賃貸	8回	11回	14回
23	継続家賃	9回	12回	15回

※ 番号は、実地演習関係の規程・細則及び運用に関する用語の定義等の左端の番号です。

※ 第6回実務修習以降は、商業地が指定類型になりましたが、第5回までの実務修習生は、商業地は指定類型ではありません。

(5) 指定類型実地演習以外の一般実地演習

指定類型実地演習以外の一般実地演習は、原則として、未修得の細分化類型等別の案件の内から、各自都合の良い順番で演習を行っていくことが出来ます。再履修が始まる前に、どの細分化類型等をいつ再履修するか、よく検討のうえ再履修申請を行って下さい。

なお、再履修(申請)するにあたっては、次の条件を満たすことが必要となります。

① 件数を均等に割り振り演習を行うこと

各修習生別に未修得の件数を延長期間別の報告回数で除して、各報告回りに均等に割り振った件数の報告を行うことが必要です。なお、未修得件数を除した時に、端数の件数が出た場合は、早い報告回から順次、報告件数を1件ずつ追加して報告を行うこととしています。

ア. 件数の割り振り方

各回報告時の件数を均衡にするようにして下さい。1年延長者の報告回数は3回、2年延長者の報告回数は6回です。

また、件数を均衡に割り振った際に、端数が生じた場合は、早い回から件数を1件追加して(報告)演習を行って下さい。

期間を1年延長した方は表3を、期間を2年延長した方は表5にて、それぞれいつ何件報告しなければならないのかを確認して下さい。

イ. 指定類型実地演習の数え方

総件数を各回りに均等に割り振る際には、指定類型実地演習分も1件として数えます。

ただし、指定類型実地演習の報告時期は、(4)のとおり固定されています。又、これが優先されますので、指定類型実地演習がある場合は、表3又は5の一覧のとおりにならないことがあります。表4及び6は、1年延長と2年延長に係る例外の取り扱い一覧となっていますので、指定類型実地演習の案件がある方は、同表により、例外に該当

するか否かよく確認のうえ、間違いのないように報告を行って下さい。

表3 報告件数の割り振り方一覧（対象：実務修習期間を1年延長した方）

コース区分	1年 コース	2年 コース	3年 コース	1年 コース	2年 コース	3年 コース	1年 コース	2年 コース	3年 コース
表1の報告回数	4回	7回	10回	5回	8回	11回	6回	9回	12回
報告時期	延長1回目の報告 3月末締切り			延長2回目の報告 7月末締切り			延長3回目の報告 10月末締切り		
未修得案件総数	分割1回目件数			分割2回目件数			分割3回目件数		
1件	1件			なし			なし		
2件	1件			1件			なし		
3件	1件			1件			1件		
4件	2件			1件			1件		
5件	2件			2件			1件		
6件	2件			2件			2件		
7件	3件			2件			2件		
8件	3件			3件			2件		
9件	3件			3件			3件		
10件	4件			3件			3件		
11件	4件			4件			3件		
12件	4件			4件			4件		
13件	5件			4件			4件		
14件	5件			5件			4件		
15件	5件			5件			5件		
16件	6件			5件			5件		
17件	6件			6件			5件		
18件	6件			6件			6件		
19件	7件			6件			6件		
20件	7件			7件			6件		
21件	7件			7件			7件		
22件	8件			7件			7件		
23件	8件			8件			7件		

表4 期間を1年延長した方で、上表3に合致しない例

コース区分	1年 コース	2年 コース	3年 コース	1年 コース	2年 コース	3年 コース	1年 コース	2年 コース	3年 コース
表1の報告回数	4回	7回	10回	5回	8回	11回	6回	9回	12回
報告時期	延長1回目の報告 3月末締切り			延長2回目の報告 7月末締切り			延長3回目の報告 10月末締切り		
未修得案件総数	分割1回目件数			分割2回目件数			分割3回目件数		
指定類型実地	なし			なし			継続家賃		

演習 1 件のみ	なし	高度利用賃貸	なし
指定類型実地	なし	高度利用賃貸	継続家賃
演習 2 件のみ	大規模面地	なし	継続家賃
指定類型と その他の案件 計 2 件	その他の細分化 類型等の 1 案件	なし	継続家賃

表 5 報告件数の割り振り方一覧（対象：実務修習期間を 2 年延長した方）

表 1 の報告 回数	期日 (コース 別)	延長 1 年目 3 月末	延長 1 年目 7 月末	延長 1 年目 1 0 月末	延長 2 年目 3 月末	延長 2 年目 7 月末	延長 2 年目 1 0 月末
	コース 区分	1 年	4 回	5 回	6 回	7 回	8 回
	2 年	7 回	8 回	9 回	1 0 回	1 1 回	1 2 回
	3 年	1 0 回	1 1 回	1 2 回	1 3 回	1 4 回	1 5 回
未修得案件総数		分割 1 回目 件 数	分割 2 回目 件 数	分割 3 回目 件 数	分割 4 回目 件 数	分割 5 回目 件 数	分割 6 回目 件 数
1 件	1 件	なし	なし	なし	なし	なし	なし
2 件	1 件	1 件	なし	なし	なし	なし	なし
3 件	1 件	1 件	1 件	なし	なし	なし	なし
4 件	1 件	1 件	1 件	1 件	なし	なし	なし
5 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	なし	なし
6 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
7 件	2 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
8 件	2 件	2 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
9 件	2 件	2 件	2 件	1 件	1 件	1 件	1 件
1 0 件	2 件	2 件	2 件	2 件	1 件	1 件	1 件
1 1 件	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件	1 件	1 件
1 2 件	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件
1 3 件	3 件	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件
1 4 件	3 件	3 件	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件
1 5 件	3 件	3 件	3 件	2 件	2 件	2 件	2 件
1 6 件	3 件	3 件	3 件	3 件	2 件	2 件	2 件
1 7 件	3 件	3 件	3 件	3 件	3 件	2 件	2 件
1 8 件	3 件	3 件	3 件	3 件	3 件	3 件	3 件
1 9 件	4 件	3 件	3 件	3 件	3 件	3 件	3 件
2 0 件	4 件	4 件	3 件	3 件	3 件	3 件	3 件
2 1 件	4 件	4 件	4 件	3 件	3 件	3 件	3 件
2 2 件	4 件	4 件	4 件	4 件	3 件	3 件	3 件
2 3 件	4 件	4 件	4 件	4 件	4 件	3 件	3 件

表 6 期間を 2 年延長した方で、上表 5 に合致しない例

表1 の報告 回数 (コース別)	期日	延長1年目 3月末	延長1年目 7月末	延長1年目 10月末	延長2年目 3月末	延長2年目 7月末	延長2年目 10月末
	コース 区分	1年	4回	5回	6回	7回	8回
	2年	7回	8回	9回	10回	11回	12回
	3年	10回	11回	12回	13回	14回	15回
未修得案件総数		分割1回目 件数	分割2回目 件数	分割3回目 件数	分割4回目 件数	分割5回目 件数	分割6回目 件数
指定類型実地 演習1件のみ		なし	なし	なし	なし	なし	継続家賃
		なし	なし	なし	なし	高度利用賃貸	なし
		なし	なし	なし	大規模画地	なし	なし
指定類型実地 演習2件のみ		なし	なし	なし	なし	高度利用賃貸	継続家賃
		なし	なし	なし	大規模画地	なし	継続家賃
		なし	なし	なし	大規模画地	高度利用賃貸	なし
指定類型1件 とその他の 案件1件の 計2件		その他1案件	なし	なし	なし	なし	継続家賃
		その他1案件	なし	なし	なし	高度利用賃貸	なし
		その他1案件	なし	なし	大規模画地	なし	なし
指定類型1件 とその他の 案件2件の 計3件		その他1案件	その他1案件	なし	なし	なし	継続家賃
		その他1案件	その他1案件	なし	なし	高度利用賃貸	なし
		その他1案件	その他1案件	なし	大規模画地	なし	なし
指定類型1件と その他の案件 3件の計4件		その他1案件	その他1案件	その他1案件	なし	なし	継続家賃
		その他1案件	その他1案件	その他1案件	なし	高度利用賃貸	なし
指定類型1件と その他の案件 4件の計5件		その他1案件	その他1案件	その他1案件	その他1案件	なし	継続家賃
指定類型2件 とその他の 案件1件の 計3件		その他1案件	なし	なし	なし	高度利用賃貸	継続家賃
		その他1案件	なし	なし	大規模画地	なし	継続家賃
		その他1案件	なし	なし	大規模画地	高度利用賃貸	なし
指定類型2件 とその他の 案件2件の 計4件		その他1案件	その他1案件	なし	なし	高度利用賃貸	継続家賃
		その他1案件	その他1案件	なし	大規模画地	なし	継続家賃
		その他1案件	その他1案件	なし	大規模画地	高度利用賃貸	なし
指定類型2件と その他の案件 3件の計5件		その他1案件	その他1案件	その他1案件	なし	高度利用賃貸	継続家賃
		その他1案件	その他1案件	その他1案件	大規模画地	なし	継続家賃
指定類型3件と その他の案件 1件の計4件		その他1案件	なし	なし	大規模画地	高度利用賃貸	継続家賃
指定類型3件と その他の案件 2件の計5件		その他1案件	その他1案件	なし	大規模画地	高度利用賃貸	継続家賃

- ② 指定した時期に指定した内容の演習を行うこと  
実務修習期間を延長する前の当初申請した実務修習期間内に再履修する場合は、各コー

ス別、1年の内の3回の報告時期別に、演習・報告を行わなければならない細分化類型等が決まっています。

期間延長した後の再履修は、指定類型実地演習以外の一般実地演習について、各自未修得の案件の中から、各自の都合の良い順番で演習を行っていくことができます。

ただし、自ら選んだ細分化類型等の案件についても一旦選んだら報告する回数別の指定の期間内に演習を行わなければなりません。

### ③ 注意事項

ア. 報告に際しては、指定の件数のみしか受け付けません。指定件数以上の案件については、審査は行われません。

イ. 指定類型実地演習の報告を行う際は、指定した時期に指定した細分化類型等でなければなりません。

ウ. 過少件数で報告した場合は、その時点で実務修習が修了しないこととなりますので十分ご注意ください。

エ. 提出した報告書等は返却しません。各自控えを取るようして下さい。

一時返却、コピー等の依頼は受け付けません。

オ. 一般実地演習に係る報告書の作成等については、これまでとかわりはありません。

送付先も同じです。なお、報告書送付の際には、送付封筒の表に、朱書きで、「期間延長〇年〇〇回報告〇〇件在中」とご記入のうえ、ご送付下さい。

※ 報告回は表1でご確認のうえご記入下さい。件数は報告する該当件数をご記入下さい。

実務修習の期間延長は1回しか出来ません。したがって、延長期間内に実地演習で1件でも未履修分（非認定分）がある場合、又は、報告件数が少なかった場合（未提出分があった場合）は、実務修習を修了できません。

この場合、実務修習を全て受け直すことが必要になりますので、十分に注意して各課程の再履修に当たして下さい。

また、指定の方法以外で再履修した場合も審査対象外（非認定）の取り扱いとなり、単元未修得・実務修習の受け直しとなりますので、再履修の仕方についても間違えないよう十分にご注意下さい。

## Ⅱ．実務修習の延長期間での再々履修の仕方（実地演習）

### 1．実地演習の延長期間での再々履修の仕方

実地演習の内、再々履修を行えるのは、一般実地演習の一部の細分化類型等に限定されます。  
なお、再々履修を行う期間（報告時期）も指定されます。

また、実務修習期間を1年延長する場合と2年延長する場合で、それぞれ再々履修の仕方が異なりますのでご注意ください。

以下、延長期間（1年又は2年）別のご案内となります。

#### （1）実務修習期間を1年延長した場合

実務修習期間を1年延長した場合の再々履修の仕方は、次のとおりです。

##### ○ 再々履修の仕方

1年の延長期間の内に3回の報告がありますが、再々履修が行えるのは、各コース共に10月末日を締切日とした延長後3回目の報告に限定されています。

後掲の各コース別の再々履修パターン表をご参照のうえ、次に指定されたとおりに再々履修を行って下さい。

☆ 3月末日を締切日とする延長後1回目の報告及び7月末日を締切日とする延長後2回目の報告の案件について、審査の結果、非認定となった場合は、10月末日を締切日とする延長後3回目（最終回）の報告に再々履修を行い、再度報告を行うことができます。

なお、再々履修に当たっては、次のことに注意して下さい。

① 再履修をせずに、再々履修を行うことはできません。延長期間で再履修を行い非認定となった場合のみ、再々履修が認められます。

② 10月末日を締切日とする延長後3回目（最終回）の報告分については、再々履修はできません。

3月末及び7月末を締切日として報告した案件のみについて、再々履修が認められます。

③ 7月末日を締切日とする延長後2回目の報告分については、審査結果を知った日から再度演習を行うこととなりますので、当該案件に係る実質的な演習期間は、通常よりも短くなります。

ただし、これに対して特別な対応等を図ることはありませんので予めご承知おき下さい。演習期間が短くなっても、10月末日の提出締切日については、一切変更猶予されるものではありませんのでご注意ください。

④ 再々履修を行う場合は、改めて当該演習期間に鑑定評価を行うことが必要です。非認定となった案件を修正して再提出することではありませんのでご注意ください。

## (2) 実務修習期間を2年延長した場合

実務修習期間を2年延長した場合の再々履修の仕方は、次のとおりです。

### ○ 再々履修の仕方

2年の延長期間の内に6回の報告がありますが、再々履修が行えるのは、延長期間の2年目の延長後4回目から6回目までの報告の3回に限定されています。

後掲の各コース別の再々履修パターン表をご参照のうえ、次に指定されたとおりに再々履修を行って下さい。

- ① 延長期間1年目の3月末日を締切日として報告した案件(延長後1回目の報告)が審査の結果非認定となった場合は、延長期間2年目の3月末日を締切日とした延長後4回目の報告時に再々履修を行い、再度報告を行うことができます。
- ② 延長期間1年目の7月末日を締切日として報告した案件(延長後2回目の報告)が審査の結果非認定となった場合は、延長期間2年目の7月末日を締切日とした延長後5回目の報告時に再々履修を行い、再度報告を行うことができます。
- ③ 延長期間1年目の10月末日を締切日として報告した案件(延長後3回目の報告)が審査の結果非認定となった場合は、延長期間2年目の10月末日を締切日とした延長後6回目の報告時に再々履修を行い、再度報告を行うことができます。
- ④ 延長期間2年目の3月末日及び7月末日を締切日として報告した案件(延長後4回目及び5回目の報告)が審査の結果非認定となった場合は、延長期間2年目の10月末日を締切日とした延長後6回目(最終回)の報告時に再々履修を行い、再度報告を行うことができます。  
なお、延長後4回目及び5回目の報告においては、延長後1回目及び2回目の報告分の再々履修案件を報告できるようになってはいますが、これらの再々履修案件が、審査の結果、再度非認定となった場合は、延長期間2年目の6回目(最終回)の報告に再々履修を行い報告を行うこともできます。

なお、再々履修(再々々履修含む。)に当たっては、次のことに注意して下さい。

- ① 再履修をせずに、再々履修を行うことはできません。通常の間延長期間に行う再履修を行い、非認定となった場合のみ、再々履修が認められます。  
また、再々々履修も再履修、再々履修して非認定となった場合のみ認められます。
- ② 延長期間2年目の10月末日を締切日とする6回目(最終回)の報告分については、再々履修はできません。延長期間1年目の1回目の報告から延長期間2年目の5回目の報告までの案件のみについて、再々履修等が認められます。
- ③ 延長期間2年目の7月末を締切日とする5回目の報告分については、審査結果を知った日から再度演習を行うこととなりますので、当該案件に係る実質的な演習期間は、通常よりも短くなります。  
ただし、これに対して特別な対応等を図ることはありませんので予めご承知おき下さい。

演習期間が短くなっても、最終回の10月末日の提出締切日については、一切変更猶予されるものではありませんのでご注意ください。

- ④ 再々履修(再々々履修含む。)を行う場合は、改めて当該演習期間に鑑定評価を行うことが必要です。非認定となった案件を修正して再提出することではありませんのでご注意ください。
- ⑤ 実地演習を再々々履修するに当たっては、別途費用が発生します。また改めての再履修申請手続きも必要となりますのでご注意ください。

○ 実務修習の延長期間内の再々履修のパターン・1年コースの方の場合

(1) 実務修習期間を1年延長する場合（延長した1年間の間に再履修又は再々履修することができる。）

項目	1年目			2年目			備考
実地 演習	第1回報告 3月末締切	第2回報告 7月末締切	第3回報告 10月末締切	第4回報告 3月末締切	第5回報告 7月末締切	第6回報告 10月末締切	再履修は1年を3回に分けて報告。残された類型及び件数により、演習方法が指定される。 再履修の第4回及び第5回の報告で単元の認定を受けられなかった案件については、第6回に再々履修を行うことができる。
				↑			

(2) 実務修習期間を2年延長する場合（延長した2年間の間に再履修又は再々履修することができる。）

項目	1年目			2年目			3年目			備考
実地 演習	第1回報告 3月末締切	第2回報告 7月末締切	第3回報告 10月末締切	第4回報告 3月末締切	第5回報告 7月末締切	第6回報告 10月末締切	第7回報告 3月末締切	第8回報告 7月末締切	第9回報告 10月末締切	再履修は6回に分けて報告。残された類型及び件数により演習方法が指定される。 再履修で単元の認定を受けられなかった場合、第4回分は第7回に、第5回分は第8回に、第6回分は第9回に、第7回及び第8回分は第9回に再々履修を行うことができる。
				↑			↑			

- 通常履修
- 再履修
- 再々履修

※ 延長期間内で単元非認定となった場合、再々履修できる時期を矢印で表示。  
報告回数については、前掲の表1により内容をご確認下さい。

○ 実務修習の延長期間内の再々履修のパターン・2年コースの方の場合

(1) 実務修習期間を1年延長する場合（延長した1年間の間に再々履修又は再々々履修する。）

項目	1年目			2年目			3年目			備考
実地	第1回報告 3月末締切	第2回報告 7月末締切	第3回報告 10月末締切	第4回報告 3月末締切	第5回報告 7月末締切	第6回報告 10月末締切	第7回報告 3月末締切	第8回報告 7月末締切	第9回報告 10月末締切	再々履修は1年を3回に分けて報告。残された類型及び件数により、演習方法が指定される。再々履修の第7回及び第8回の報告で単元の認定を受けられなかった案件については、第9回に再々々履修を行うことができる。
演習	[通常履修]			[通常履修]			[通常履修]			

(2) 実務修習期間を2年延長する場合（延長した2年間の間に再々履修又は再々々履修する。）

項目	1年目			2年目			3年目			4年目			備考
実地	第1回報告 3月末締切	第2回報告 7月末締切	第3回報告 10月末締切	第4回報告 3月末締切	第5回報告 7月末締切	第6回報告 10月末締切	第7回報告 3月末締切	第8回報告 7月末締切	第9回報告 10月末締切	第10回報告 3月末締切	第11回報告 7月末締切	第12回報告 10月末締切	再々履修は6回に分けて報告。残された類型及び件数により演習方法が指定される。 再々履修で単元の認定を受けられなかった場合、第7回分は第10回に、第8回分は第11回に、第9回分は第12回に、第10回分及び第11回分は第12回に再々々履修を行うことができる。
演習	[通常履修]			[通常履修]			[通常履修]			[通常履修]			

- 通常履修
- 再履修
- 再々履修
- 再々々履修

※ 延長期間内で単元非認定となった場合、再々履修できる時期を矢印で表示。  
報告回数については、前掲の表1により内容をご確認下さい。

○ 実務修習の延長期間内の再々履修のパターン・3年コースの方の場合

(1) 実務修習期間を1年延長する場合(延長した1年間の間に再々受講・再々履修又は再々々履修する。)

項目	1年目			2年目			3年目			4年目			備考
実地	第1回報告 報告不要	第2回報告 7月末締切	第3回報告 10月末締切	第4回報告 3月末締切	第5回報告 7月末締切	第6回報告 10月末締切	第7回報告 3月末締切	第8回報告 7月末締切	第9回報告 10月末締切	第10回報告 3月末締切	第11回報告 7月末締切	第12回報告 10月末締切	再々々履修は1年を3回に分けて報告。残された類型及び件数により、演習方法が指定される。再々々履修の第10回及び第11回の報告で単元の認定を受けられなかった案件については、第12回に再々々々履修を行うことができる。
演習													

(2) 実務修習期間を2年延長する場合(延長した2年間の間に再々々受講・再々々履修又は再々々々受講・再々々々履修する。)

項目	1年目			2年目			3年目			4年目			5年目		
実地	第1回報告 報告不要	第2回報告 7月末締切	第3回報告 10月末締切	第4回報告 3月末締切	第5回報告 7月末締切	第6回報告 10月末締切	第7回報告 3月末締切	第8回報告 7月末締切	第9回報告 10月末締切	第10回報告 3月末締切	第11回報告 7月末締切	第12回報告 10月末締切	第13回報告 3月末締切	第14回報告 7月末締切	第15回報告 10月末締切
演習															

- 通常履修
- 再履修
- 再々履修
- 再々々履修
- 再々々々履修

項目	(2)の備考
実地	再々々履修は1年を6回に分けて報告。残された類型及び件数により、演習方法が指定される。再々々履修で単元の認定を受けられなかった案件については、第10回報告分を13回に、第11回報告を第14回に、第12回報告を第15回に、第13回及び第14回報告を第15回報告に、それぞれ再々々々履修を行うことができる。
演習	

対象：実務修習期間延長対象者で第5回1年コース・第4回2年コース・第3回3年コースの方（実地演習）

※上記以外の実務修習期間延長対象者は、Ⅱ・Ⅳをご参照下さい。

### Ⅲ. 実務修習期間を延長する場合の申請手続き（実地演習）

「実務修習期間の延長」の申請を行うためには、「実務修習期間延長申請書」（以下、「延長申請書」という。）と「承諾書」に必要事項を記入のうえ、本会業務二課宛に申請（送付）します。申請要領等は以下のとおりです。

なお、実務修習期間の延長申請は、期間を延長する手続きですので、併せて後述の再履修する課程の再履修申請も行う必要があります。

#### 1. 対象者

実務修習期間の延長申請が必要となる方は、各コース別に当初申請の実務修習期間（1年・2年・3年）内に、各課程の全単元を修得できなかった方です。

なお、対象者（該当者）で、実務修習期間の延長の申請を行わない場合は、実務修習を終了しなければならなくなります。また、期間をあけて実務修習の延長を行うこともできませんのでご注意ください。

#### 2. 申請に当たっての実務修習延長期間1年又は2年の選択

実務修習期間を延長できる期間は1年又は2年で、申請時に選択します。延長申請書への記入の仕方は、記載例をご覧ください。なお、実務修習期間の延長期間を選択する際には、次のことにご注意下さい。

- ① 期間を延長できるのは、1回限りで申請後の期間変更はできません。この延長期間内に各課程の単元を全て修得できない場合、実務修習を終了しなければならなくなりますので延長期間の選択の際には十分にご注意下さい。
- ② 修了考査を受験できるのは、実務修習期間終了後になります。
- ③ 延長期間内に一部単元について再々履修等できる場合がありますが、1年延長より2年延長とした方が再々履修等の機会が多くなります。

#### 3. 申請方法

実務修習延長申請書及び承諾書の様式については、協会ホームページに掲載されていますので、そちらからダウンロードしていただき、本会業務二課宛に申請を行って下さい。

- ① 提出物は、実務修習期間延長申請書と承諾書の2点です。承諾書は署名押印して下さい。
- ② 申請方法は、書留郵送により、業務二課宛に申請を行って下さい。送付先は、次のとおりです。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル  
社団法人 日本不動産鑑定協会 業務二課宛

③ 実務修習期間延長申請書の記入の仕方について

- ア. 延長申請書の右肩にある年月日は、延長申請書を提出する日付けをご記入下さい。
- イ. 1年又は2年の実務修習期間の延長期間が決まりましたら、延長申請書の「3. 申請を行う延長の期間選択」の欄の該当年数に○を付して下さい。
- ウ. 延長申請書の「4. これまでに受けた課程別の認定内訳」の欄については、提出日時点までの状況を記入して下さい。
- エ. 延長申請書の記載例をご参照下さい。

#### 4. 申請期間

実務修習期間の延長の申請期間は、次のとおりです。申請にあたっては、注意事項(※印)をよく確認して下さい。

各コース別・実務修習期間終了年の9月1日 ～ 11月30日

- ※1 原則最終日の消印有効とします。
- ※2 実地演習の最終審査結果の通知が修習生に到着後、14日以内に実務修習期間の延長申請を行えば、これを認めることとしています。実地演習の最終審査結果の通知の到達遅延等があったときは、通知が到達した日から14日以内に申請を行って下さい。
- ※3 申請時点で単元を全て修得されている方の延長の申請は、原則として、受付けません。

#### 5. その他の注意事項等

① 実務修習期間の延長と実地演習について

実務修習期間の延長を行うということは、1年コースが2年コース又は3年コースになるわけではありません。

当初申請のコースにそって指定されたとおりに受講履修を行い、当初申請の実務修習期間内に修得できなかった課程単元を延長した期間内に受けなおし修得するという形になります。

したがって、1年コースの方が、実地演習において、実務修習期間の途中で延長申請をしても、2年又は3年のコースと同じような形で、その後の実地演習報告を行えるわけではありません。

また、実務修習期間の延長は1回のみしか認められておりません。期間の延長申請をするとしても、各修習生は、当初申請のコースにしたがって、出来るだけ多くの単元を修得するように心掛けてください。

実務修習期間延長の申請に併せて、必ず各自該当の課程について、再受講再履修の申請を行って下さい。

また、再受講再履修の申請に併せて該当料金をそれぞれお支払い下さい。

○ 実務修習期間延長申請書(記載例)

平成 △ 年 ▽ 月 □ 日  
提出日を記入します。▲

社団法人日本不動産鑑定協会会長 殿

修習生番号 ○ - 1 - 0650  
修習生氏名 鑑 定 太 郎 (鑑定太郎)

実 務 修 習 期 間 延 長 申 請 書

私は、下記の理由により、実務修習期間を延長いたしたく、社団法人日本不動産鑑定協会業務規程第29条第3項に基づき申請いたします。

1. 理 由 単元の未修得課程があるため。
2. 現在申請している実務修習期間 (いずれかに○を付して下さい。)  
 1年 ・ 2年 ・ 3年
3. 申請を行う延長の期間 (いずれかに○を付して下さい。)  
 1年 ・ 2年 提出日現在の状況を記載して下さい。
4. これまでに受けた課程別の認定内訳

講 義	<input checked="" type="radio"/> 認 定	・	非認定	基本演習	認 定	・	<input checked="" type="radio"/> 非認定
物件調査実地演習	土地	<input checked="" type="radio"/> 認 定	非認定	建物	<input checked="" type="radio"/> 認 定	・	非認定
一般実地演習	認 定	8	件	非認定	5		件

5. 連絡先 (郵便番号・住所・電話番号) 認定件数については、みなし履修の件数も含めて記載して下さい。  
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-11-15  
 電話 03-3434-2301

以 上

○ 承諾書(記載例)

承 諾 書

1年又は2年の申請年数を記入します。

私は、自ら選択した実務修習の延長期間 1 年間の内に、

実務修習の全ての課程を修了することができなかった場合は、

理由の如何を問わず、実務修習を終了することを承諾します。

提出年月日を記入します。

平成△年 ▽月 1日

社団法人日本不動産鑑定協会会長 殿

修習生証で確認のうえ、ご記入下さい。

実務修習生番号 ○ - 1 - 0600

氏 名 鑑 定 太 郎 鑑定太郎

署名の上、押印して下さい。

## IV. 実務修習の延長期間に再履修等を行う場合の申請手続き（実地演習）

実地演習については、実務修習期間を1年又は2年延長しての再履修時と延長期間内の再々履修時で申請方法が異なります。

実務修習期間を1年又は2年延長しての実地演習の再履修は、修習生ごとに、それぞれの期間の再履修計画をたて、その1年又は2年の再履修計画を再履修開始前にまとめて協会に申請します。

実務修習延長期間内の再々履修の申請手続きは、「実務修習期間内に再履修等を行う場合の申請手続き」と原則同じとなります。

なお、実務修習期間の延長申請手続きは、1回限りですが、再履修等の申請は、再履修、再々履修毎に、また、課程別・単元別に、それぞれ申請が必要となります。

また、再履修申請とは別に、実務修習期間の延長申請は必須となりますので申請忘れのないように十分注意して下さい。

### 1. 実地演習を再履修する場合

実地演習の再履修等申請手続きは、延長期間内における再履修と再々履修で申請方法が異なります。

#### (1) 再履修の場合

実務修習期間を1年又は2年延長しての再履修する場合は、修習生ごとに、実務修習延長期間1年又は2年の再履修計画を再履修開始前に立て、その3回分また6回分(いずれも最多回数の場合)の報告する内容をまとめて協会宛に再履修申請することとしています。

実務修習期間を延長して再履修する場合には、次のように手続きして下さい。

- ① 実務修習期間を延長して再履修する場合には、期間延長申請時に、再履修申請書により、再履修する件数及び細分化類型等を各自申請してもらっております。予め再履修する件数分の審査料を協会宛にお支払い下さい。支払い期日は次のとおりです。なお、審査料は1件3,600円で、各自該当件数を協会指定口座にお振り込み下さい。

支払期日	当初申請の実務修習終了年の12月末日
------	--------------------

- ② 再履修申請書は、各自必要部数をまとめて、1月末日までに協会業務二課宛に提出します。申請書の提出手順は、次のようになります。

ア. 各自いつ何の細分化類型等を履修するかを決めます。指定事項がありますので、履修の仕方をよく確認下さい。

イ. 再履修申請書は、各報告回毎に分けて作成提出して下さい。

例えば、実務修習期間を1年延長する場合、延長期間に1件しか再履修案件がない場合は、申請書の提出は1枚のみとなります。また、再履修案件が2件の場合は3月末分・7月末分に提出する案件を記入した再履修申請書が2枚必要になり、再履修案件

が3件以上の場合、3月末分、7月末分、10月末分に提出する案件を記入した再履修申請書が3枚必要になります。

したがって、1年延長者の方は最多3枚、2年延長者の方は、最多6枚の申請書の提出が必要になるということになります。

実務修習期間を延長して再履修する場合には、実務修習期間の延長申請が事前に必要ですので、期間の延長申請を間違いなく行ったうえで、再履修申請を行って下さい。

## (2) 再々履修の場合

実務修習の延長期間に再々履修する場合は、「実務修習期間内に再履修等を行う場合の手続き」と原則同じとなります。

再々履修するときには、再履修申請書に再々履修する分についてのみ記入のうえ、必要件数分の審査料を協会宛にお支払い下さい。申請書の提出、料金の支払い共に下記のとおり、各報告回毎になります。

実地演習の期間延長中に再々履修を行おうとする場合には、それぞれ該当件数分の審査料と指導料が新たに発生します。審査料1件3,600円、指導料1件41,000円(上限)で、これに必要件数分を乗じた合計金額が、それぞれ必要になります。

指導料については、実地演習実施機関又は指導鑑定士の指示に従ってお支払い下さい。

審査料については、それぞれ再履修を行おうとする件数分の審査料を、協会宛に振込下さい。

なお、実地演習の再履修の審査料については、各報告回別の申請・報告を行う7日前までに協会にお支払い下さい。

① 3月末を締切日とする再々履修報告分の審査料金については、報告書提出締切日の7日前の3月24日まで

② 7月末を締切日とする再々履修報告分の料金については、報告書提出締切日の7日前の7月24日まで

③ 10月末を締切日とする再々履修報告分の料金については、報告書提出締切日の7日前の10月24日まで

※ 入金を確認できない場合は、再履修申請を受理いたしかねますのでご注意ください。

※ 期間延長中の再々履修の再履修申請書申請書の提出期限は、それぞれ再々履修の報告を行う報告回最終日（報告書の提出締切日と同じ）までとなります。（該当報告回最終日の消印有効です。）

振込先：みずほ銀行虎ノ門支店 普通（2880782）（社）日本不動産鑑定協会